



THE CELEPTON  
FUKUSHIMA



## 宴会・催事規約

当ホテルでは、宴会・催事等（以下「宴会等」と称します）のための宴会場利用に関し、次のとおり規約を定めております。必ず一読のうえ、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

### 1. 宴会室料と追加室料

宴会場の使用時間とは、設営から撤去までを含みます。事前にホテルの担当係員と取り決めさせていただいたご使用時間（以下「契約時間」と称します）は、所定の室料をお支払いいただきますが、この契約時間を超過した場合には、所定の追加室料を頂戴いたします。但し、契約時間の超過に応じられない場合もございますのであらかじめご了承ください。

### 2. 打合せ

宴会等の内容については、事前に打合せください。また、最終的な打合せは、宴会等開催日の 10 日前までにホテルの担当係員とお済ませください。

### 3. 支払い

宴会等に関するすべての費用（内金、前受金と実際のご利用金額との過不足）は、宴会開催日から 30 日以内に現金または銀行振込でお支払いください。

### 4. 有料人数の最終確認

宴会等の最終打合せ後の出席人数の変更や、料理などをご用意させていただく人数・食数（以下、有料人数と称します）の最終変更は、宴会等開催日の 2 日前正午までにホテルの担当係員へご連絡ください。上記を過ぎて出席が有料人数より減少した場合でも、最終ご注文数（有料人数）の料金を頂戴いたします。

## 5. 取消料と期日変更料

すでにご予約いただいた宴会等をお取消する場合および開催期日を変更する場合には、下記の取消料または期日変更料を頂戴いたします。なお、後記 13. の規約により解約する場合にも、下記の取消料を頂戴いたします。

開催日の 121 日前まで	取消：実費諸費用の請求 期日変更：実費諸費用の請求
開催日の 120 日前から 61 日前まで	取消：ご予約会場の宴会時間・会議室料の 30%および実費諸費用の請求 期日変更：ご予約会場の宴会時間・会議室料の 20%および実費諸費用の請求
開催日の 60 日前から 31 日前まで	取消：ご予約会場の宴会時間・会議室料の 40%および実費諸費用の請求 期日変更：ご予約会場の宴会時間・会議室料の 30%および実費諸費用の請求
開催日の 30 日前から 16 日前まで	取消：見積り金額の 60%および実費諸費用の請求 期日変更：見積り金額の 50%および実費諸費用の請求
開催日の 15 日前から 2 日前正午まで	取消：見積り金額の 80%および実費諸費用の請求 期日変更：見積り金額の 70%および実費諸費用の請求
開催日の 2 日前正午より当日	取消：見積り金額の 100% 期日変更：見積り金額の 100%

(上記の宴会場室料については、「宴会場利用料金表」を基に算出いたします。)

※ 上記取消料・期日変更料には、サービス料は加算いたしません。

※ 取消・変更いずれの場合も、手配が完了している(司会・コンパニオン・装花・看板等)実費諸費用に関しては、100%料金と税金を頂戴する場合がございます。

## 6. 装飾・余興などの手配

宴会等に係わる装飾・音響・照明・余興・バンケットコンパニオン等につきましては、ホテルより契約会社を手配いたします。お客様がホテルの契約会社以外に直接ご依頼する場合には、宴会等を円滑に運営する為、事前にホテルの担当係員へご連絡いただき、了承のもとにご手配ください。(ホテルに事前の同意を得ないで取扱い会社にご依頼するはご遠慮ください。)

## 7. 直接ご依頼の取扱い会社に対するお願い

ホテルの了承のもとにお客様が直接ご依頼した取扱い会社が行う、宴会等に関連する装飾・余興等の機器および機材の搬入・搬出、または看板等のサイズ、取付け方法、設置場所の設定につきましては、ホテルの美観、導線等を考慮し、ホテルの指示に従い行うよう取扱い会社の方々にご案内いたします。お客様側よりも、その旨ご連絡ください。なお、ホテル係員・ホテル協力会社係員の立会いが必要な場合には、立会い人件費を頂戴いたします。

## 8. 損害補償

お客様（主催者および宴会等に出席の全てのお客様）あるいはお客様が直接ご手配した取扱い会社の方々は、ホテルの施設・什器備品等を破損・損傷することのないよう充分ご注意ください。万一、破損・損傷が発生した場合には、その修復に関してホテルより指示いたしますので、それに合わせて速やかに修理するか、損害補償金（休業補償金を含む）をご負担ください。

## 9. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

- A. 法令または公序良俗に反する行為
- B. 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類の持ち込み
- C. 発火または引火性のある物品や危険物の持ち込み
- D. 悪臭を発する物の持ち込み
- E. 賭博等風紀を乱す行為および他のお客様のご迷惑になる言動・行動
- F. ご予約時の使用目的以外のご利用
- G. 備品の移動
- H. その他、法令で禁じられている行為

## 10. 利用禁止事項

宴会等に出席のお客様の中に次の該当者がいる場合、ご利用は禁止いたします。

- A. 暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者
- B. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
- C. 病毒伝播のおそれのある伝染病等の疾病に罹った方

## 11. 解約

お客様および宴会等に出席のお客様が上記 1. ～12. の規約に違反する場合、もしくは違反する恐れがある場合、内金・前受金をお支払しない場合、お申し込みもしくは打合せ等の際に、虚偽の事実を申告し、もしくは重要な事実を申告しなかった場合、その他、宴会場のご利用が不相当であるとホテル側が判断した場合には、宴会等のお申し込みをお断りするか、すでにご予約いただいた宴会等でも、解約の上、取消料をご請求することがございますので、あらかじめご了承ください。特に 3. 前受金をご請求した後、指定の日までにご入金がない場合には、前項の恐れのある場合と判断して、宴会等のご予約を解約の上、お取消料をご請求することがございますので、あらかじめご了承ください。